

令和7年度第3回愛媛県船舶製造・修理業、舶用機関製造業最低賃金専門部会 議事録

日時

令和7年10月21日（火）9:53～13:22

場所

松山若草合同庁舎共用会議室
(松山市若草町4番地3松山若草合同庁舎7階)

出席者

公益代表委員

井上部会長、五領田部会長代理、園田委員

労働者代表委員

竹本委員、濱田委員、渡部委員

使用者代表委員

小池委員、西谷委員、山田委員

事務局

佐藤労働基準部長、三好賃金室長、高尾賃金指導官、河端賃金係長

議題

- 1 開会
- 2 金額審議
- 3 その他
- 4 閉会

議事

○賃金室長

皆様方には、大変お忙しい中、御出席いただきありがとうございます。

本日は、委員全員が出席されておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項に定める定足数に達しております、本日の専門部会は有効に成立しておりますことを、御報告申し上げます。

それでは、井上部会長、これから議事進行をよろしくお願ひいたします。

○井上部会長

ただ今から、第3回愛媛県船舶製造・修理業、舶用機関製造業最低賃金専門部会を開催します。

本日の会議は、金額審議のため、非公開とします。

それでは、議事項番2「金額審議」に入ります。

(以降具体的な金額審議)

○労働者側（3回目）

造船業界では、今後、新造船市場の拡大が見込まれるが、賃金が低く人手不足になり、それに対応できなくなること、最低賃金近傍で働く労働者の生活のため最低賃金の引き上げが必要であること、造船業の特性から、地域別最低賃金よりも高い特定最低賃金の設定が必要であること、隣県との賃金格差を解消する必要があること。

以上の主張を踏まえ、今年の愛媛県地域別最低賃金の引上げ額と同額の引き上げが必要であるとして、現在の愛媛県造船業最低賃金より 77 円を引き上げた 1,147 円（引上げ率 7.20%）を提示した。

○使用者側（3回目）

結審に向けて歩み寄りを行うとして、日本中小型造船工業会所属会社の平均昇給率 4.59%を基に、現在の愛媛県造船業最低賃金より 49 円を引き上げた 1,119 円（引上げ率 4.58%）を提示した。

○労働者側（4回目）

結審に向けて歩み寄りを行うとして、現在の愛媛県造船業最低賃金より 70 円引き上げた 1,140 円（引上げ率 6.54%）を提示した。

○使用者側（4回目）

結審に向けて歩み寄りを行うとして、現在の愛媛県造船業最低賃金より 58 円引き上げた 1,128 円（引上げ率 5.42%）を提示した。

○公益案の提示

部会長から労使双方に対して、結審に向けた歩み寄りを促したものの、これ以上の金額提示は行われなかつたため、労使双方からの公益案提示の了解を得た上で、公益委員の間で、公益案の検討を行つた。

労使双方の意見を踏まえた上で、物価上昇や影響率、隣県との格差及び次年度以降へ議論を繋げることを鑑み、これらを総合的に勘案して公益案を作成した。

現行の愛媛県船舶製造・修理業、舶用機関製造業最低賃金 1,070 円から、66 円引き上げた時間額 1,136 円（引上げ率 6.17%）を公益案として提示した。

○公益案の採決

公益案について採決した結果、全会一致で結審に至つた。

(答申文作成)

(答申文を部会長に確認)

(答申文の写しを各委員に配布)

○井上部会長

それでは、再開いたします。

ただ今より、答申いたします。

(井上部会長から答申文を労働基準部長に手交)

○労働基準部長

ありがとうございました。

○井上部会長

事務局は、答申文の朗読をお願いします。

(賃金指導官から答申文を朗読)

○井上部会長

ただ今の内容をもって、当専門部会の審議の結果を会長あてに報告することとします。

それでは、議事項番3「その他」に入ります。

事務局の方から今後の予定をお願いします。

○賃金室長

第5回本審は、10月24日（金）午前10時00分から、ここ松山若草合同庁舎の7階共用大会議室で開催する予定となっております。

事務局からは以上です。

○井上部会長

他になければ、以上で第3回専門部会を終了いたします。

長時間の議論お疲れ様でした。ありがとうございました。